

# 日本唯識研究

## —『同學鈔』の円測法師評価への試論—

太田久紀

### (一)

日本の唯識学は、三祖の定判を所依とする北寺の系統において発展した。インドにも中国にもみられない微細緻密な日本唯識学の深化と発展は三祖の定判をぬきにしては考えられぬであろう。三祖の定判にみられる細密な思索と論証、三祖相互の同異、或は慈恩唯識に対する西明寺円測派への難破などが、日本の学匠達の論議をうんだ。その長い論議の歴史が悠大にしてユニークな日本唯識の至宝『同學鈔』をうみだしたといつてよい。三祖の定判の継承とそれへの思索と論議が、なんといっても日本唯識の主流であった。

しかしながら、また、日本唯識学は、『同學鈔』と同時代に、ただ単なる伝統の継承にとどまらない大きな変容をうみ

だしている。すなわち、貞慶(一一五五—一二一三)良遍(一二五二)両師の唯識学である。

貞慶・良遍両学匠に到つて、突如として、観心修入と廢詮談旨の勝義諦門が強調されるようになつた。観心修入も廢詮談旨も唯識学の最も重要な位置をもつものである。したがつて、それを説くことが唯識学の大きな変容というべきものではない。しかし、護法、玄奘、慈恩とつながつていく法相唯識学においては、本来の立場として、常に因より果へ、凡夫より仏へ、識より智への無限の修行をとることを不共の特徴として他に誇ってきた。廢詮談旨はその果の極点を示すものとして、どこまでも最後に説かれるものであつた。ところが、貞慶、良遍に到つて、あたかもその逆転というべき果において因を見る、一乗的、性宗的方向が強く表にだされ、能所泯亡、攝在刹那、一性皆成仏などの教義も説かれ、さら

に、禪や淨土教をさえその唯識学の体系の中にくみいれるようになる。もちろん、法相宗の教學全体がその方向にのみはしつたとはいえず、元來の型のものも、そのまま伝承されており、性宗的傾斜は、あるいは、一時の特定の現象であつたといえるかもしない。貞慶は、『尋思抄』の著者であり、さらに『同學鈔』の編者の一人と目される人であり、また、『法相宗初心略要』などがあつて、その限り、伝承を真摯に伝えようとする一面も厳然と持ちつづけた人でもあつた。良遍にも、『応理大乘伝通要録』や『真心要決』の如き独自の立場をはつきりうちだしたものと並んで、伝承を踏まえていこうとする『覚夢鈔補闕法門』の如きがあるのであつて、決して大きい変容というべきものが、その全てではなかつたといわなければなるまい。しかしそれを承知の上で、なおかつ、十二、三世紀日本の唯識学は、伝承を超えたものをうみだしたといわなければならないのである。

貞慶、良遍という優れた学匠の内面において、相宗対性宗、三乗対一乗の問題が火花をちらし、その融即がはかられているということである。相・性、三・一の問題は、伝教・徳一の論争、応和の宗論などに典型的にみられるように、長い歴史の譯である。しかし、それらはいつも、相互に相手を対破するのみに急であつて、お互の歩み寄りはみられなかつ

た。法相唯識学は、常に、三乗の立場を守りつづけてきた。しかるにその歩み寄りが、貞慶、良遍などの内証の世界においてとげられているのである。それが両師の独自の唯識学の性格である。

その歩み寄りを、唯識学の方向から生みだしたものは、一体、なにであろうか。十二、三世紀の政治、社会の動乱であろうか。禪、淨土教の呼びおこした仏者の動搖と摸索であつたであろうか。他教学の影響であつたのであろうか。それとも、法相教学の中における必然の道であつたのであろうか。この小論は、その一つを、法相教学の中の一面に求めたいといふ試みである。そして、その法相教学の中のつながるものとして、『同學鈔』における西明寺円測の評価のしかたをとりあげたいと思う。『同學鈔』における西明寺円測の扱いの姿勢が、ある意味において、貞慶、良遍両師をうみだす底流として考えられるからである。

## (二)

『同學鈔』は、十二世紀頃までの日本唯識の論議を網羅したもので、法相宗では、いまなお、四箇書と並んで最も尊重される典籍である。

その構成は、『成唯識論』の順序に従つて、四箇疏あるいはその他の末疏等をひきながら問題をとりあげ、それを深めしていくという形をとつてゐる。その問題の提出も、論議も、緻密精細である。

(三)

問題は『論』や『述記』の中からとりあげられ、一つ一つ整理されて順をおつて並べられている。大正藏經で五九五ページの膨大なものである。結城令聞博士の『唯識學典籍志』(455頁)によると、現刊のものが三種あり、いずれも相互に卷数の違ひがあり、三種とも種類を異にした異本であると述べられている。卷数が違うとともに、とりあげられる問題の数も異つてゐる。深浦正文博士の『唯識學研究』(下77頁)によると、『大日本佛教全書』所収本は四八卷、一一四八論草、『大正藏經』本は、六八卷、一一二八論草、木版本は、六七卷、一一一九論草となつてゐる。一一〇〇余の問題が出されていることになる。唯識学の中からでてくるほとんどの問題が論議されないと考えてよいであろう。もちろんそのすべてが解決し尽されているわけではない。後の光胤の『聞書』や『泉鈔』等に「古來の未決なり」とか「不審なり」とかいうことばをあちこちにみいだすのである。しかし、日本唯識学の問題のとりあげかた、その討究の姿勢等の典型が『同學鈔』に収約されているといつて過言ではあるまい。

西明寺円測(六一三—六九六)は新羅の人、慈恩大師と並ぶ玄奘門下の高足である。しかしそれ以前、法常、僧弁のもとで、毘曇、成実、俱舎、婆沙等を学び、『攝論』をよく講じたといわれる。もちろん、旧訳の『攝論』である。そこで円測の唯識学には、旧訳唯識のなごりがあり、性宗的、如來藏佛教的色彩があるといわれる。その意味では中国佛教史上、きわめて興味のある人ではあるが、そのことは慈恩大師より、慧沼、智周へと繼承された唯識学とは全同でなかつたことを意味する。

そこから、慧沼の激しい破難が加えられることになつた。『了義灯』における円測および道証の『要集』に加えられる破斥は徹底している。そして、その円測の位置はそのまま日本にもうけつがれた。その著述のほとんどが亡失しているためもあって、日本における円測説の評価は、『了義灯』の延長といつてもよい。しかし、すべてが『了義灯』の延長ではなかつた。『同學鈔』の中に、円測説を支持しているところがあり、時には『了義灯』説に背いてまで、西明寺円測説を容認しているところがあるのである。

## (四)

では、『同學鈔』の中で、西明寺円測は、どのように扱われているのであらうか。

扱われている論草の数は、大正藏経本で七八位である。  
(以下大正藏経本による)位というのは一には、見落しがあるかもしれないからであり、一には、問題が二つにまたがっていたり、二つを一つと数えてよいのではないかと思われるところがあつたりするためである。

西明寺円測のとりあげられたの基盤は、『了義灯』にあるといつてよい。『同學鈔』の基礎の一つといわれる『本文抄』の頃には、西明寺の『唯識疏』があつたのではないかといわれているが、<sup>(2)</sup>『同學鈔』の中には、『西明疏』から直接引いたと思われるところはない。西明説の残っている中国のものでは、太賢の『學記』があるが、これから引かれたと思われるところもない。日本のものでは『本文抄』であり、これは『同學鈔』との関係が、きわめて大きいのであるが、<sup>(3)</sup>西明説のとりあげかたという点についてはあまり期待はできないよう思う。『同學鈔』で、円測説がとりあげられるのは、七八論草であるが、その中、五〇論草の箇所に次のよ

うなことばのどれかがみられる。すなわち、「淄洲大師許之耶」「淄洲大師何破之耶」「淄洲難之」「灯云」「義灯破云」「灯引<sub>二</sub>西明釈」「義灯載<sub>二</sub>西明義」「灯中難<sub>二</sub>西明」等である。これは、あきらかに、西明説が、『了義灯』を基礎としてとりあげられているということである。そして、それが、七八中五〇にわたつているということである。

西明寺円測の扱いが『了義灯』によつているということであろう。『了義灯』によつてとりあげられた西明寺説によつて『同學説』は円測を扱つたといつてよいのである。

しかし、そこで扱われる円測説は、率直にいつて円測の唯識説の核心にせまるものではない。旧訳唯識を窺わせるようなものはないといつてよいと思う。例えば、靈潤の新旧両訳一四の相違にみられるような、種子有無の問題、心心所各別自性の問題、三性、三無性、あるいは八識別体の問題等を扱うところでは、<sup>(4)</sup>西明説はとりあげられていないのである。あるいは、それに関連するかと思われるものに、「一意識計」の論草があり、『論』中、唯識迷謬種類としてだされる諸識用別体同説について、「諸識」とは何かを論じ、円測が、六識體一説をとつてゐること、宗家の意では、七識體一、八識體一の説をとることが述べられて西明説をとらないことが述べられているところがある。しかし、これも、積極的に、西

明説が旧訳唯識の識体説をとるものであることを論証するものではない。<sup>(5)</sup>最も基本的な問題については、西明説が参考されていないといつてよいのではないかと思う。

では、円測説は、どのような評価をされているのであらうか。七八論草の中、やはりそれは邪解であると否定的に扱われるものが大部分であって、なんらかの形で、肯定的にみられているのは、わずか一七項目にすぎない。慈恩の正系からみる限り、これは当然のことであるかもしない。しかし、その数は「ぐわざか」であるとしても、異端邪説といわれる西明説が『同學鈔』の中で認容されていることは重要である。

### (五)

否定の根拠は、なんといつても、『了義灯』である。中には①「伝写誤也」という「故六十劫」(369~370頁)②「演秘意不許此義歟」といて『演秘』によって否定する「淮無間解脱同断一障歟」(68頁)③『疏』により理によつて「未尽理」という資糧段の「西明一障体」(532頁)④執我の「我」を「摂論」『唯識』ともに第七識とうけれども、「誠難思」と否定する「由執我故」(316頁)等、幾つかの異った否定の型があることはあるが、その他は全部、『了義灯』に

よるといつてよいのである。三祖の定判として『了義灯』を尊重する法相唯識学として至当のことであろう。

問題は、西明説を認容し肯定するところであろう。

### (六)

西明寺円測説が『同學鈔』の中で、とにかくなんらかの型で認容され肯定され評価されているのは一七論草においてである。一一〇〇余の論草の数に比べて、それは、わずか一パーセントばかりにすぎない。きわめて少ない数ではあるが、看過できないものがあるのである。

まず、一七項目の評価のしかたは、八の型に分けることができようかと思ふ。

#### (一)『了義灯』の中で、すでに肯定的に扱われているもの。

(1)なんのことわりもなく西明説があげられているので、それを認容していると考えられるもの。

(II)西明説でも良いのではないかと設問の型でだすもの。

(四)西明説は、慈恩説と同一であるとするもの。

(五)『灯』で一度破せられているけれども、よくみると慈

恩説と同じだから容認してよいとするもの。

(六)『灯』では破斥されているけれども、それは、円測のいいまわしが不分明だからであって、西明の真意は認められてよいとするもの。

(七)円測説も、とにかく筋が通るのだから認めてよいであろうとするもの。

(八)『了義灯』『演秘』との関係で、西明説が認められているもの。

である。いささか煩わしいところもあるが論のすすめかたが大切なので一つ一つみていただきたい。

(一)『了義灯』の中で、すでに肯定的に扱われているもの。

これは、所依とする三祖の定判の中で、すでに認められているのであるから、あらためてとりあげるまでもないかもしないが、それをさぐっていく道筋が大切なので挙げておきたい。これに(1)簡単に説かれているものと(2)かなり議論を積んだものとある。

### (1)「此則是瞋」

問西明意、忿心所、縁無漏法云云、灯師可許之耶

答可有許不許二意也、……下文且依初釈意忿心所縁無漏云也、依此意可許円測義也。(401頁上)

これは、灯師が西明説を許すのかどうかという問に対しても、きわめて簡明に許不許の二意があり、円測義は許される可きたしたものである。このところの『灯』は次の通りである。

忿依對現前不繞益境、西明問云、忿既緣滅、如何此說依現前境、解云從多為論、此論、顯揚俱說縁現、實亦緣滅、今謂、此釈有違下文、初師小十總不緣上、後師嫉等亦不說忿尚不緣上如何緣滅、下許嫉等親迷滅道、不說此忿緣於滅道、若爾准下說忿亦緣利那過去、非唯現境、今何說現、若見怨家說滅道等、豈不於彼亦起忿耶、慈恩解云、許亦無失、此就龜相云不親緣、或即是瞋、雖然未見正文、任情取捨、これによると、慧沼は決して、積極的に西明説を「許」とはいっていない。「任情取捨」とは、積極的断定を下さないということではあるまいか。しかし『同學鈔』はこれを「許」意ありとして捉え、それを根拠に、西明意を「可許」としていることになる。

### (2)は、縁起段の「西明一障体」の論草にみられる次の議論である。

問西明意、釈二障體唯識論明自性體、仏地論通眷屬體云云、尔者淄州大師、可許此義耶(66頁上)

西明は、煩惱、所知二障体について『唯識論』は自性体を明し、『仏地論』は眷属体に通するという説を立てているが、それは許されるかというのである。それに対して「不許」という答がだされ、さらに問がつづけられて、

付「之披三唯識仏地誠説」、尋三護法親光本意、唯識云三百二十八根本煩惱及彼等流諸隨煩惱、唯限三本隨二惑、仏地論述三若所發業、若所得果皆攝在中、廣取三所發業果、円測所解、妙順三兩論耶、是以披三本疏解釈、彼論通三遠眷屬、皆仮名障、今此拠三自性障即不取三業果云々、若尔

西明所釈同三大師定判如何、(66頁上)

といわれる。即ち、護法は本隨惑に限り、『仏地論』は所發の業界にまでひろげて解釈している。しかも『疏』でも『仏地』は「通眷屬」、『唯識』は「拠自性障」といわれるのであるから、西明説は慈恩大師と同じではないのかと、西明への理解のある問い合わせがなされるのである。これは、後で述べる(三)の中に多くみられる態度である。それに対して

親光菩薩護法門人、師資解釈、不可三粹樁三互存其旨、不致三相違：西明依三頤文相三弁三二師不同三故、淄洲破三之護法初出三障體一且拠三勝説、非不取三業及果、以不説唯故云云：若如三圓測者、今論有三不盡理失、不明三仮名障之義辺故也、委談之者、通三假實障、別論三障

体三唯限三煩惱、西明未致三此分別故成三淄洲所破也：今論意、標三煩惱障者所知障者、正明三障體、其中与三正障一列舉三業果、頗有三其濫若不爾者等文、即此意也、如云下以彼名濫故云々不然也、(66頁上一中)

と答えられている。紙数の都合で、問の部分はここにださなかつたが、『疏』文によつて西明支持の方向から反論を加えている。そして結局、西明説は、頤文によつて、障体のみと、通業果とに分けていうから『灯』に破せられるとする。ところがここで終わらないで、或義として、

西明義有三許不許三辺、見三下論文三總有三二意、一云應知愚品總説為愚、一云或彼唯説三利鈍障品、而依三初義、円測所釈有三不盡理失、不顧三此義边故……若依三後義不可破三西明、今灯述又此拠三自性斷故、但説三根本及隨煩惱、仏地論等、拠三斷故、若所發業若所得果故不相違即此意也、(66頁中)

とつづけられる。この義によると(1)の如く、西明義について許不許の二辺をみいだしている。『論』卷九、十重障のところで、「惡趣雜染愚」のもとに①愚品總為愚②唯説利鈍障の二説があるが、初義によれば『灯』の破する通りであるけれども後義によれば、西明説は破するわけにいかないというのである。なぜならば『論』に惡趣雜染愚を、「唯説利鈍

障俱起二愚」と限定するところもあるからである。この限定した説からいえば「二障体」に限つた西明説も成立する。しかしして、『灯』が「又此拠二自性斷」故但説「根本及隨煩惱」、「仏地論等拠三三斷」故、若所發業若所得果不二相違」というのはそのことであつて、初義の点で難破されるのであつて、後義によれば『灯』の「又此…」と同じことになり、すでにそこで西明説が認められていると考えられ「不許」のみとはいえないというのである。この問題は『本文抄<sup>(7)</sup>』でだされてゐるものであるが、そこでは取捨はなされない。『同學鈔』の論議をみると、(a) 西明説を認めようとする間者、(b)それを不許とする答者、(c) 一面では許という別の答者が三巴]になつて説をとなえていることがわかる。有義は、原本の註に、菩提院とある由であるが、『同學鈔』をうみだしたその頃の唯識学の世界が決して單一平面的なものではなく、重層的厚みをもつて展開していたことの窺われる一段である。長い論義の積み重ねによつて、よくみると『了義灯』の中で西明説がすでに認められているとするものである。

(二) なんのことわりもなく西明説のだされているものに次の二がある。

## (1) 「成就七宝」

西明仁王經疏云、皆悉具有而勝劣異云々… (128頁上)

## (2) 「理事一異」

可見「西明疏」、依他八喻… (509頁上)

## (三) 設問の型で西明説のだされるもの。

『同學鈔』で、西明説が扱われる場合、ほとんどのところにみられるものであるが、その設問の中で西明説を論理的に否定していると考えられるものである。すなわち『灯』では不義として破斥されているけれども、比量道理として容認されてよいのではないかとか、慈恩大師説と同じではないのかなどと西明支持の論述がはつきりみられるのである。これは数も多く型もさまざまであるが、その中の一つを例としてあげると、『鈔』卷一九の「了謂了別」の論草に次のようなものがみられる。

問疏中釈三了謂了別即是行相之文有三釈以何釈為正義耶

答以下行境體相初釈上為正義也

付之行相者名能緣何云行境體相耶是以瑜伽云同一所緣不同一行相、唯識述所緣相似行相各別、若以行二體相名二行相、心心所皆同有此義、豈云二行相異耶、何況見論文、了別領納等作用各異故云云此則付能緣行相一名二行相也、若尔以二行解相貌云義、可判正釈依之諸師拳存彼釈如何、(178頁下—179頁上)

すなわち『論』卷二の「了謂了別」の釈で『疏』は三義を挙げる。一行於境體相、二行境相狀、三行境行解相貌であるが、どれが正義なのかという問である。答は第一釈を正義とするという。それに対して「付之」以下で、第一釈は所縁のことではないのか。行相とは能縁のことであり、『瑜伽』『唯識』にもそういうわれている。行相能縁が正しいならば第三釈行解相貌が正しくないか。諸師——これに西明が含まれるのであるが——第三釈を正とするのは許されるのではないのか、というのである。それに対しても

灯師……評取<sub>ニ</sub>初解<sub>ニ</sub>云云 故行<sub>ニ</sub>境體相<sub>ニ</sub>云釈、是正義也、……諸能縁見分、行<sub>ニ</sub>親所縁相<sub>ニ</sub>之義、是行相也、設雖<sub>ニ</sub>正智縁<sub>ニ</sub>如位<sub>ニ</sub>、必行<sub>ニ</sub>親所縁相<sub>ニ</sub>故此釈通<sub>ニ</sub>一切見分<sub>ニ</sub>也、若依<sub>ニ</sub>行<sub>ニ</sub>相狀<sub>ニ</sub>、或行解相貌後<sub>ニ</sub>一釈<sub>上</sub>者、不<sub>レ</sub>通<sub>ニ</sub>無分別<sub>ニ</sub>、無<sub>ニ</sub>相狀<sub>ニ</sub>、無<sub>ニ</sub>行解<sub>ニ</sub>故也、其義狹故、不<sub>レ</sub>存<sub>ニ</sub>後<sub>ニ</sub>二釈<sub>ニ</sub>也……(179頁上)

と答えられる。灯師は評して初釈を正とし他をとらない。理由は、「行境相狀」「行解相貌」を行相とするならば(1)無分別智には、相狀、行解ともにないから、それにあてはまらなくなる。(2)「行解相貌」をもつて行相とする説をとると、「本識了」を釈する時、任運なる本識に行解があることになる。この二の理由で第二、三釈は不正義であるとするというのである。ところがここにまた「尋<sub>ニ</sub>」として

見<sub>ニ</sub>論文<sub>ニ</sub>、了謂了別、即是行相<sub>ニ</sub>云云、是能縁義也、下文、明<sub>ニ</sub>第八識所縁<sub>ニ</sub>畢、即以<sub>ニ</sub>所變<sub>ニ</sub>為<sub>ニ</sub>自所縁<sub>ニ</sub>、行相技<sub>レ</sub>之而得<sub>レ</sub>起故<sub>ニ</sub>云云 此文明<sub>ニ</sub>能縁行<sub>ニ</sub>：若尔、西明要集等諸師、存<sub>ニ</sub>第三釈<sub>ニ</sub>尤叶<sub>ニ</sub>道理<sub>ニ</sub>、若行<sub>ニ</sub>境相<sub>ニ</sub>義者、相者是境、行者是心、……行解義、通<sub>ニ</sub>無分別智<sub>ニ</sub>也、故釈<sub>ニ</sub>離能詮教<sub>ニ</sub>、謂仏法身真如理、生<sub>ニ</sub>正智解<sub>ニ</sub>名<sub>ニ</sub>説法<sub>ニ</sub>云云 雖<sub>レ</sub>無<sub>ニ</sub>有漏虛妄分別<sub>ニ</sub>、以<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>能証所証義<sub>ニ</sub>、猶<sub>レ</sub>名<sub>ニ</sub>行解<sub>ニ</sub>也……(179頁上—中)

義を明らかにするために、わざわざいじめらに提出されているものであるかもしない。しかし、素直にこれを読むと、

ただ単なる論議のための設問とはいえないようだと思ふ。議論のすすめかたもまちがつてはいない。現に、後、普寂の『成唯識論略疏』には

了謂了別至然行相故、述記以三義<sup>二</sup>、釈<sup>二</sup>行相<sup>一</sup>一行於境相<sup>二</sup>行境相狀、三行境行解相貌、西明亦作<sup>二</sup>三釈<sup>一</sup>以<sup>二</sup>第三解<sup>一</sup>為<sup>レ</sup>優、了義燈以為<sup>レ</sup>疏三解中、初解為<sup>レ</sup>正、：

寂曰、灯主鑿矣、今乃明下心心所行<sup>二</sup>於境<sup>一</sup>行解相貌上、第三解於<sup>レ</sup>義穩當<sup>(8)</sup>

と、西明説が穩當であるとしているのであり、それは、このにみられる間と全く同じ立場に立つものである。普寂は、法相唯識の正系ではないけれども、少くとも、この問が非義でないことは理解されるであろう。

ここには、「了謂了別」という論草の問のみをみたのであるが、このような間の提示、論議のすすめかたは、西明説の扱われるほどんど全部にあり、時には「若尔、西明意叶道理如何不<sup>レ</sup>許耶」(359頁下)というような強いいいかたさえもなされるのである。ここには西明説への深い共感がみられるのである。こうした問の立場が、もし、西明寺円測を評価するものとするならば、そうした一つの流れが相当強くあつた

といえるのではあるまい。

(四) 西明説を、慈恩大師説と同一として評価するもの。

これに(1)議論を持たないものと、(2)幾分の議論を含むものとある。

#### (1) 「莊嚴本頌」

依<sup>レ</sup>之疏云、然莊嚴論頌文、弥勒所説、長行釈者、世親所為云云、灯第一同<sup>レ</sup>之、西明疏亦同…。(233頁上)中)

このようになんの議論もみせないでいきなり述べられているものであり、他に「深密異訛」(228頁上)「莊嚴七因」(234頁上)「執受五因」(252頁上一中)がある。

#### (2) 「不疑正量慧」

問正義意、不疑心所以<sup>二</sup>正慧<sup>一</sup>為<sup>レ</sup>體云云、爾者、引<sup>二</sup>何文<sup>一</sup>証<sup>レ</sup>之耶、

答明<sup>二</sup>不疑心所<sup>一</sup>雖<sup>レ</sup>有<sup>二</sup>三說<sup>一</sup>文無<sup>二</sup>立破<sup>一</sup>故正否忽難<sup>レ</sup>定、所以道証方等人師以<sup>二</sup>第二師<sup>一</sup>為<sup>レ</sup>正、云<sup>レ</sup>攝<sup>二</sup>勝解<sup>一</sup>、円測憲興等以<sup>二</sup>第三師<sup>一</sup>定<sup>二</sup>護法正義<sup>一</sup>、若尔問者何忽定<sup>二</sup>正否<sup>一</sup>被<sup>レ</sup>疑<sup>二</sup>自由<sup>一</sup>耶<sup>レ</sup>但本疏中、引<sup>二</sup>本論疑謂分別異観為體文<sup>一</sup>証<sup>二</sup>第三師意<sup>一</sup>、不疑說為<sup>二</sup>正見少分<sup>一</sup>、亦有<sup>二</sup>此理<sup>一</sup>云云付<sup>レ</sup>之正義意、疑煩惱有<sup>二</sup>別體<sup>一</sup>、其體非<sup>レ</sup>慧<sup>レ</sup>…不疑以<sup>二</sup>正慧為<sup>レ</sup>體者、所治疑煩惱以<sup>二</sup>染慧<sup>一</sup>為<sup>レ</sup>云<sup>レ</sup>為<sup>レ</sup>體、豈不<sup>レ</sup>違<sup>二</sup>正義意<sup>一</sup>耶、

答疏文風正否非分明雖云亦有此理指不云正義、

又第二義為本、第三義亦有其理云有、：但於三義中、

付後有義引証成之、若存此義歟、依之唐土人師基  
師心第三義護法心也云云又西明疏、護法正宗第三為正云云

…(347頁—348頁上)

とあるものである。これは『本文抄』の(a)有義不疑即信所攝、(b)有義不疑即正勝解、(c)有義不疑即正惠攝といわれる三説をふまえての論議である。『疏』と円測とが第三説を正義とするのは如何なる意味に於てであるか。疑煩惱の体は慧ではなく別体があるとするのが正義であるわけで、疑の反翻である不疑の心所の体を慧とするのは問題であるわけである。『同学鈔』は、疑は猶予簡択を性とし、慧は決断である。したがつて、決断しない疑は体慧であることはない。

逆の不疑は不猶予簡択といつてよいわけであるから、換言すれば決断のこととなり、慧を体とするところとなる。ゆえに、「西明疏、護法正宗第三為正」という説が、「亦有此理」といふことになるという。これが論議の展開である。」のような論議のすえ円測説が、慈恩説と同じといわれているわけである。」のように、議論を重ねて西明説を論証するものに他に「貪無漏縁」(358頁上—359頁下)の論理がある。(五)『灯』では一度破斥されているけれどもその西明説は

慈恩説と同じだから、容認してよいとするもので、「思心所起推度用」の論草の一箇所にみられるものである。

問尋伺二心所、俱以思慧為體云云爾者思心心所、可起推度用耶(406頁上)

という問がだされる。」これは『論』卷七の

尋謂尋求令心恩遠於意言境、龜転為性、伺謂伺察令心恩遠於意言境細轉為性、此二俱以安不安住身心分位所依為業、並用思慧一分為體、於意言境不深推度及深推度義類別故：

という、思に推度用あると、卷三の  
令心造作為性、於善品等役心為業  
あるいは、卷五の  
令心取正因等相造作善等

の推度用はないというとの矛盾からである問題である。それに対しても

答、疏有二釈、一云全不推度、二云淺推度(406頁上)  
の二釈があげられ、まず初釈によると、

尋伺二心所俱起推度用、若思心所無此用者何為尋伺  
體耶

依之見瑜伽論説明尋伺中、謂不深推度所緣思為體性、  
文既云不深、非顯淺推度之義、是以義燈中、難西

明云「思無<sub>二</sub>推度<sub>一</sub>之義」、此釈正違<sub>二</sub>瑜伽所說不深推度言<sub>一</sub>  
云云（406頁上）

といふ。全不推度であるならば推度用を起す尋伺の体であることはできぬ。『瑜伽論』の「不深推度」は、浅推度を意味するのではないのか。そこで『灯』は西明が「無推度」を述べているのを破するのであるという。つづいて後釈についても矛盾が述べられるのであるが、今は西明説に関連のある初釈についての答のみをみよう。

答本疏二釈、末<sub>レ</sub>断<sub>二</sub>邪正<sub>一</sub>、各可<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>其意<sub>一</sub>也

初釈意、心心所行相各別也、設雖<sub>二</sub>尋伺體思<sub>一</sub>何起<sub>二</sub>推度用<sub>一</sub>耶、尋伺淺深推度、麁細發<sub>レ</sub>言、故思發<sub>二</sub>語言<sub>一</sub>故為<sub>二</sub>尋伺體<sub>一</sub>也、何起<sub>二</sub>推度用<sub>一</sub>耶、對法論說、尤可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>其証<sub>一</sub>、但瑜伽論云<sub>二</sub>不深推度<sub>一</sub>者、翻<sub>二</sub>慧深推度<sub>一</sub>、非<sub>レ</sub>云<sub>二</sub>有<sub>二</sub>淺深推度<sub>一</sub>也  
(406頁中)

つまり、二釈の邪正是未断であつて、各々その意は成立するとして、その上で初釈については、心心所は行相各別である。尋伺の体といわても、尋伺と別の心所の思が推度の用を起すことはない。『対法論』がその証であり、『瑜伽論』の不深推度も特に浅推度があるといつてはいるわけではないと肯定される。『了義灯』では、西明の無推度説は、『瑜伽』の所説に違うということで破難されているのであるが、

しかし、その説は『述記』の初釈に同ずるものであり、理としても成立することが主張されているのである。『灯』の説を、くつがえして西明説を立てているのはここ一箇所である。一箇所ではあるが『灯』の否定が反転して肯定されるということは大切な意味をもつ。

(六) 円測説が不分明であるために『灯』に破せられるのであって、西明の真意は容認さるべきだとするものである。「種子六義段」の「西明七義」の論草にみられるものである。種子についての『瑜伽論』の七義と『撰論』『唯識』の六義との相摂の問題である。『瑜伽論』の七義とは、(一)無常法因、(二)又雖<sub>ニ</sub>無常法為<sub>ニ</sub>無常法因<sub>一</sub>、然與<sub>ニ</sub>他性<sub>一</sub>為<sub>ニ</sub>因<sub>一</sub>与<sub>ニ</sub>後自性<sub>一</sub>為<sub>ニ</sub>因<sub>一</sub>、非<sub>ニ</sub>即此刹那<sub>一</sub>、(三)又雖<sub>ニ</sub>與<sub>ニ</sub>他性及後自性<sub>一</sub>為<sub>ニ</sub>因<sub>一</sub>、然己生未滅、方能為<sub>ニ</sub>因<sub>一</sub>、非<sub>ニ</sub>未生己滅<sub>一</sub>、(四)又雖<sub>ニ</sub>己生未滅方能為<sub>ニ</sub>因<sub>一</sub>、然得<sub>ニ</sub>余因<sub>一</sub>非<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>得、(五)又雖<sub>レ</sub>得<sub>ニ</sub>余緣<sub>一</sub>、然成<sub>ニ</sub>變異<sub>一</sub>、方能為<sub>ニ</sub>因<sub>一</sub>、非<sub>ニ</sub>未<sub>ニ</sub>變異<sub>一</sub>、(六)又雖<sub>レ</sub>成<sub>ニ</sub>變異<sub>一</sub>必與<sub>ニ</sub>功能<sub>一</sub>相應、方能為<sub>ニ</sub>因<sub>一</sub>、非<sub>ニ</sub>先功能<sub>一</sub>、(七)又雖<sub>ニ</sub>與<sub>ニ</sub>功能<sub>一</sub>相應<sub>ニ</sub>、然必相稱相順、方能為<sub>ニ</sub>因<sub>一</sub>非<sub>ニ</sub>不<sub>ニ</sub>相稱相順<sub>ニ</sub><sup>(10)</sup>、であり、六義とは、一刹那滅、二果俱有、三恒隨轉、四性決定、五待衆緣、六引自果である。この両者の相摂について、『枢要』『了義灯』円測釈との間にいくいちがいがある。そこから問題がでてくる。

問西明意、瑜伽論七義中、第三義成<sub>ニ</sub>果俱有恒隨転<sub>ニ</sub>、第五

義成<sub>ニ</sub>待衆縁<sub>ニ</sub>云云 濑洲大師可<sub>レ</sub>許<sub>レ</sub>之耶

答不<sub>レ</sub>許也

付<sub>レ</sub>之第三義者、雖<sub>下</sub>与<sub>ニ</sub>他性及後自性<sub>ニ</sub>為<sub>上</sub> 因然已生未滅、方能為<sub>レ</sub>因非<sub>ニ</sub>未生已滅<sub>ニ</sub>云云 既同<sub>下</sub>雖<sub>ニ</sub>因與<sub>レ</sub>果有<sub>ニ</sub>俱不俱<sub>ニ</sub>而現在時、可<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>因用<sub>ニ</sub>、未生已滅無<sub>ニ</sub>自体<sub>ニ</sub>故之意<sub>上</sub>、豈非<sub>ニ</sub>果俱有恒隨転義<sub>ニ</sub>耶、第五義者、雖<sub>レ</sub>得<sub>ニ</sub>余縁<sub>ニ</sub>然成<sub>ニ</sub>變異<sub>ニ</sub>方能為<sub>レ</sub>因、非<sub>レ</sub>未<sub>ニ</sub>變異<sub>ニ</sub>云云 明非<sub>ニ</sub>待衆縁義<sub>ニ</sub>耶、依<sub>レ</sub>之極要中所解、同<sub>ニ</sub>円測釈<sub>ニ</sub>也如何、(168頁下)

西明は、七義中、第三義を果俱有、恒隨転、第五義を待衆縁とす。瀬洲はそれを許さない。しかし『極要』所説は円測釈と同じであるから許してよいのではないかといわれる。それに対し、

答凡諸論中、明<sub>ニ</sub>種子義<sub>ニ</sub>、本論瑜伽出<sub>ニ</sub>七義<sub>ニ</sub>、撰論唯識述<sub>ニ</sub>六義<sub>ニ</sub>、顯<sub>レ</sub>文不同、深意是同、所以若論<sub>ニ</sub>相攝<sub>ニ</sub>任<sub>ニ</sub>極要略纂解釈<sub>ニ</sub>、第三當<sub>ニ</sub>果俱有恒隨転<sub>ニ</sub>第五當<sub>ニ</sub>待衆縁<sub>ニ</sub>、准<sub>ニ</sub>義灯助釈<sub>ニ</sub>、第三已生未滅因當<sub>ニ</sub>果俱有一義<sub>ニ</sub>也、而西明意、第三成<sub>ニ</sub>前俱有隨転<sub>ニ</sub>、第五成<sub>ニ</sub>待衆縁<sub>ニ</sub>云云 義灯破云、今疑<sub>ニ</sub>所以<sub>ニ</sub>、余何不成、獨成<sub>ニ</sub>一耶、又若成<sub>ニ</sub>前更無<sub>ニ</sub>別義<sub>ニ</sub>何故瑜伽<sub>ニ</sub>又建立因<sub>ニ</sub>有<sub>ニ</sub>七種相<sub>ニ</sub>云云、能破之旨分別也、成<sub>ニ</sub>先義<sub>ニ</sub>云事、未知<sub>ニ</sub>其由<sub>ニ</sub>故、付<sub>ニ</sub>圓測釈<sub>ニ</sub>所致<sub>ニ</sub>難破<sub>ニ</sub>也、

(168頁下)

と答えられる。七義六義は、文不同なるも深意は同である。だから、『極要』『略纂』の説をとるのが普通である。その意味で円測説もまちがいではない。『灯』がそれを破するのは、その所以が明瞭でないからである。第三義が果俱有恒隨転であって、なぜその他でないのか、未だ其由を知らずといわれる所以ある。ところが『同學鈔』はつづけて、

尋云、西明所述尤順<sub>ニ</sub>本論<sub>ニ</sub>、正見<sub>ニ</sub>彼文<sub>ニ</sub>、第二義云<sub>ニ</sub>与他性為因亦與後念自性為因<sub>ニ</sub>明<sub>ニ</sub>果俱有恒隨転<sub>ニ</sub>、第三義云<sub>ニ</sub>又雖與他性為因及與後念自性為因然已生未滅方能為因<sub>ニ</sub>、重成<sub>ニ</sub>前俱有隨転義<sub>ニ</sub>也、第四義云<sub>ニ</sub>又雖得余縁然成變異方能為因<sub>ニ</sub>、重成<sub>ニ</sub>前待衆縁義<sub>ニ</sub>也、爰以如<sub>ニ</sub>圓測釈<sub>ニ</sub>前義所<sub>レ</sub>殘、重成之故、更開<sub>レ</sub>之云事、是以極要中瑜伽顯<sub>ニ</sub>為<sub>レ</sub>因之世不同<sub>ニ</sub>、第二義外云<sub>ニ</sub>已生未滅<sub>ニ</sub>、明<sub>ニ</sub>衆縁熟變<sub>ニ</sub>、第四義外判<sub>ニ</sub>然成變異<sub>ニ</sub>也<sub>ニ</sub>云云 文言雖<sub>ニ</sub>異意同<sub>ニ</sub>圓測<sub>ニ</sub>何致<sub>ニ</sub>別難<sub>ニ</sub>設<sub>ニ</sub>劬勞難<sub>ニ</sub>耶 (168頁下—169頁上)

という。瑜伽七義の文の第三義は、第二義果俱有恒隨転の義を重ねて説くものであり、第五は、第四で説き尽さなかつた成變異の面を述べるのであるから、第四義と同じく待衆縁と考えられる。それは、『極要』中、第三義は第二義の因の三

世を分析して別立したものであり、第五義は、第四義中の衆縁熟変の面を第五義として立てたのであるというのと同じく、西明の所述は『瑜伽』の論旨に順うものであると救釈される。西明説への積極的理解である。そして最後に、

西明所釈依<sub>レ</sub>不<sub>ニ</sub>分明<sub>ニ</sub>疑<sub>ニ</sub>其所以<sub>ニ</sub>、若如<sub>ニ</sub>枢要<sub>ニ</sub>存<sub>ニ</sub>其実義<sub>ニ</sub>

何強疑<sub>ニ</sub>之耶、以<sub>レ</sub>非<sub>ニ</sub>明顯別致<sub>ニ</sub>徵難<sub>ニ</sub>、是宗家常例也、豈

始疑<sub>ニ</sub>之耶、宗家難破、本為<sub>ニ</sub>摧<sub>レ</sub>邪入<sub>ニ</sub>正也、円測遂帰<sub>ニ</sub>正

理<sub>ニ</sub>、如<sub>ニ</sub>疑難者誰可<sub>レ</sub>遮<sub>ニ</sub>之耶 (169頁上)

と結ばれる。結局、西明の所説が不分明なので、その所以理由が疑われる所以であって、『枢要』の如く明晰であれば問題はおきない。宗家の難破は摧邪入正のためであるから、円測説が正理に帰すればそれでよいとするのである。『同學鈔』はこの後、『了義灯』の助釈も成立する理由を述べているが、とにかく、ここでは、『了義灯』で破難されている西明説が再評価されているのである。

(七) 円測説も一応認めてよいであろうとするものである。これに「非黃見黃」(88頁上—89頁上)「慧証身不証等」(145頁上—中)「亦即亦離」(369頁上—頁下)「仁王十善道」(526頁中)がある。

一例として「亦即亦離」の論草についてみよう。この問は『本文抄』二四卷<sup>(ii)</sup>をうけるものである。

問付<sub>ニ</sub>薩迦耶見不同<sub>ニ</sub>且可<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>亦即亦離我見 耶 (369頁上)  
我見に亦即亦離の我見があるかどうかというのである。それについて、

答望<sub>ニ</sub>五蘊<sub>ニ</sub>計<sub>ニ</sub>亦即亦離<sub>ニ</sub>人不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有歟、兩方不明 (369頁上)

といわれるが、

：義灯中、引<sub>下</sub>有<sub>ニ</sub>此計<sub>ニ</sub>西明釈<sub>上</sub>…既即蘊離蘊計許<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之何無<sub>ニ</sub>亦即亦離見<sub>ニ</sub>耶… (369頁上)

といづき、『義灯』中、西明釈がこの見あるとするのを引いており、即蘊 離蘊計があるならば亦即亦離見もあってよいのではないかといわれる。それに対しても

答外宗所立雖<sub>ニ</sub>僻、涯分非<sub>ニ</sub>無<sub>レ</sub>由、以<sub>レ</sub>我望<sub>ニ</sub>蘊、非<sub>ニ</sub>計<sub>レ</sub>即、望<sub>ニ</sub>法<sub>ニ</sub>又<sub>ニ</sub>執<sub>レ</sub>離耶、我<sub>ニ</sub>予<sub>レ</sub>蘊非即非離故、可<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>俱非句<sub>ニ</sub>：我執之中無<sub>ニ</sub>非即非離執<sub>ニ</sub>耶、…但雖<sub>ニ</sub>一人所計我<sub>ニ</sub>隨<sub>ニ</sub>所計法<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>遮<sub>ニ</sub>得<sub>ニ</sub>即離之稱<sub>ニ</sub>、如<sub>下</sub>五蘊法上我名<sub>ニ</sub>即蘊<sub>ニ</sub>虛空等法我稱<sub>ニ</sub>離蘊<sub>ニ</sub>是也、以<sub>ニ</sub>大乘真如有<sub>ニ</sub>在纏出纏法身仏性流転實相等不同<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>為<sub>ニ</sub>例証<sub>ニ</sub>也、若依<sub>ニ</sub>此義<sub>ニ</sub>有<sub>ニ</sub>亦即亦離見<sub>ニ</sub>非<sub>ニ</sub>強相違<sub>ニ</sub>也… (369頁中)

といわれる。我と蘊とは、即ともいえず離とのみともいえない。我と蘊とに非即非離があるのであるならば、我執にも非即非離があつてよい。大乗真如有種々相反した不同的の名がある如く、

我見に非即非離の反対である亦即亦離があつてもあながちに相違ではない。したがつて、西明釈が、亦即亦離我見を一説として引いているのも許されることになるというのである。

「慧証身不証」の論草では「但且縱成申之者」といつて、西明説を、しばらくゆるしていえばといふ仮定型をとりながら、西明説の成立を論証している。この型の西明評価は前説をくつがえしたり、再評価したりするというはでな積極性はないが、それだけに、西明説への深い同情がうかがわれるといえるであろう。

(八) 最後は『了義灯』『演秘』との関係で西明説がとり扱われるものである。「火弁立自証分歟」の段に次のようなものがみられる。

問火弁論師意可<sub>レ</sub>立<sub>ニ</sub>自証分<sub>ニ</sub>耶、若立者演秘引<sub>ニ</sub>有人義<sub>ニ</sub>、云<sub>ニ</sub>世親同時唯二分故<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>破<sub>レ</sub>之、余所義灯載<sub>ニ</sub>西明義<sup>(12)</sup>、世親同時唯二分故文、又無<sub>ニ</sub>能破文、若依<sub>レ</sub>之尔者灯中立<sub>ニ</sub>自証分<sub>ニ</sub> (289頁上)

この問は、『論』卷四、末那所縁を明すところの第二師(火弁等)の説として、

此意但縁<sub>ニ</sub>彼識見及相分<sub>ニ</sub>、如<sub>レ</sub>次執為<sub>ニ</sub>我及我所<sub>ニ</sub>、相見俱以<sub>レ</sub>識為<sub>ニ</sub>体故不<sub>レ</sub>違<sub>ニ</sub>聖説<sub>ニ</sub>

についての問題である。『論』に「以識為體」といわれるの

であるから、三分説と考えるのが順当である。『同學鈔』が「可<sub>レ</sub>立<sub>ニ</sub>自証分<sub>ニ</sub>耶」というのはそこである。ところが『演秘』では

有義即心自體説名見分<sub>ニ</sub>、非<sub>ニ</sub>四分中第二見分<sub>ニ</sub>、世親同時唯二見分<sub>ニ</sub><sup>(13)</sup>故

とあって、ここの中身は、見分のことであつて、四分の見分ではないといい、「世親云々」の文をひいて、二分説として解釈し、それを破していない。『了義灯』も西明説として同文を引いて二分説による解釈を破していない。火弁説を二分、三分のいずれと考えるべきかというのが問題である。それに対しても

答火弁宗義未<sub>レ</sub>見<sub>ニ</sub>明文<sub>ニ</sub>、但立<sub>ニ</sub>三分<sub>ニ</sub>歟、論中相見以<sub>レ</sub>識為<sub>ニ</sub>体故<sub>ニ</sub>云<sub>ニ</sub>、相見之外挙<sub>レ</sub>識當<sub>ニ</sub>自體分<sub>ニ</sub>、是以義灯述<sub>ニ</sub>火弁義<sub>ニ</sub>見分作用、故執為<sub>ニ</sub>我、自証沈隱、故不<sub>レ</sub>執<sub>レ</sub>之、但立<sub>ニ</sub>三分<sub>ニ</sub>人亦許<sub>ニ</sub>一分<sub>ニ</sub>二分理<sub>ニ</sub>、故任<sub>ニ</sub>唯二依他性文<sub>ニ</sub>又立<sub>ニ</sub>三分<sub>ニ</sub>歟是則為<sub>ニ</sub>二分師<sub>ニ</sub>二分師<sub>ニ</sub>不知<sub>ニ</sub>立<sub>ニ</sub>三分<sub>ニ</sub>云事<sub>ニ</sub>、不<sub>レ</sub>尽<sub>レ</sub>理故自義不<sub>レ</sub>云<sub>ニ</sub>三分師<sub>ニ</sub>、又非<sub>レ</sub>無<sub>ニ</sub>此<sub>ニ</sub>一門<sub>ニ</sub>故不<sub>レ</sub>破<sub>レ</sub>之歟 (289頁上)

と答えられる。つまり、火弁宗義は不明であるが三分説ではないか。『灯』が「自証沈隱故不執之」といつてるのは、暗に自証分を立てるという解釈に立つことであるし、三分説

の中には、一分説、二分説も含まれるので、西明釈の二分説解釈を破斥しないのであろうというのである。すなわち、ここで、西明釈は容認されてよいこと、それが『了義灯』で述べられていること、しかもその西明釈と同一のものが『演秘』にみられること、したがって、『演秘』、西明釈では二分説と解釈されているが如くみえるが三分説として解釈してよいのであろうということの四点が述べられているわけである。

以上、一七論草と設問とを八の型に分けて、西明説がどのような扱いをうけどのような評価をくだされているかをみてきた。紙数の都合で、『論』『疏』『灯』『本文抄』などとの関係を充分に検討することはできなかつたが、『同學鈔』で西明寺円測が肯定的評価をうけているところは一応挙げえたと思う。一一〇〇余論草の中のわずか一七論草の評価であるから、これをもつて全体を推すのは危険である。しかし、少くとも、一面では異端邪説と呼ばれる西明説が正統な唯識学書の中で、積極的に肯定されている事実を知ることはできるであらう。

では、その西明説支持は、どこからうまれたのであらうか。前にみたように、西明説の扱いは、是非いすれにしても『了義灯』によるものであつた。したがつて、西明説の肯定は『灯』にのつとるか、『灯』で否定されたものをくつがえして肯定するかのいづれかになる。『灯』説をうける場合は問題ない。『灯』説をくつがえすのはなにを根拠とするのであらうか。それを三祖の定判の中に求めるとしたら、一は直接的には智周の『演秘』にしたがうことであり、二は三祖の定判の中に流れる理長為宗の精神にのつとることであらう。

日本唯識学の基底になるものは、三祖の定判である。それ

『演秘』の学風は、『了義灯』と異つて包容的である。西明説についても『灯』の如く、きびしい批判をむけるだけではなく、むしろ、とるべきはとるという態度がみられる。したがつて、三祖の定判を所依とするということは、智周の説にしたがうことでもあり、その方向から『灯』で破斥された西明説を救済することも可能である。ところが、この型の扱いは、最後の一論草にみられるだけであり、しかも、それは、決して『演秘』を強力な根拠とするものではなかつた。西明説の評価は『演秘』によるものが主力ではないといえるようである。

そうすると、評価の根拠に考えられるのは、理による論証の正しさというほかはない。ここに、煩わしいまでに『同学鈔』にしたがつて、その論議のすすめかたをみたのは、その論証の道筋をみたかったからである。対論のすべてをだすわけにいかなつたけれど、西明説が、どのような筋道によつて、理あるものとして論証されているかの大概はみ得たかと思う。そして、そこにあるのは、理の筋道をたてて考える限り、西明説にも一理あること、しかもそれと同じものが『疏』の中にもみられることがあるという論証である。これは、三祖の定判をそのままうけるという態度ではない。むしろ、三祖の定判の根底にある精神をうけるともいべきものであつ

う。理にしたがう精神である。そこで、理において過なければ、かつて否定的評価をうけ、破斥された学説をも改めて再評価することが可能になる。『了義灯』で批難されている西明説も、理において再び評価の対象になるのである。

もちろん、もう一つみおとしてならないものに日本における朝鮮唯識の系譜という問題がある。しかしまそれにおれ余裕もなく、問題を「同学鈔」に限つて考えてみる限り理長為宗の精神を読みとるのが妥当のように思われる。

この精神が『同学鈔』の根底にあつた。そしてこの精神こそが、日本唯識学を細密な体系の展開にむかわせたものであつたが、しかしそれはまた、伝承の枠を超えて、無限に拡がる可能的力ともなるものであつたといえないであろうか。現に『同学鈔』自身が、西明寺円測の学説の扱いにおいて、それをみせているのである。そして、飛躍的ないいかたをすれば、その『同学鈔』の精神が、貞慶、良遍両師の求道の奥底にそそぎ、伝承の枠を超えた独自の唯識学樹立の増上縁として働いていると考えられないであろうか。『同学鈔』と貞慶・良遍をつなぐものは、決して単純な直線ではないであろう。ある意味において、それは、鎌倉時代における新旧両仏教の内面的接触の難問を凝つてそこに結集しているともいえ。その時代の動搖と摸索を一身に背負つて立つ両師であつ

たともいえるであろう。それについては、多くの視点からの検討を必要とするので、あらためて論攻したい。」の小論では『同学鈔』における西明寺円測説の扱いを通覽し、両師の内面に流れる法相唯識の理の尊重の精神も、その一つの延長として捉えられるのではないのかという」と述べたまでである。

## 註

- (1) 島地大等氏『日本佛教教学史』勝又俊教氏「鎌倉時代における唯識觀の実践—貞慶の唯識觀—」(『印度学仏教学研究』15-2) 「鎌倉時代における法相教学の諸問題」(『印度学仏教学研究』16-2) 富貴原章信氏「解脱上人とその念佛」(『日本仏教学会年報』三十四) 山崎慶輝氏「鎌倉期に發揮された唯識説」(『日本仏教学会年報』三十四) 太田久紀「良遍の思想」(『印度学仏教学研究』15-1) 「良遍真心要決と禪」(『日本仏教』25) 「法相宗における禪の影響」(駒沢女子短大研究紀要) 1) 等参照
- (2) 富貴原章信氏『日本唯識思想史』一四六頁「(西明疏)は本文抄にもしばしば引用されているから、我国でも平安末期に於ては未だ存在していたと見られる……」
- (3) 佐伯良謙師「法相宗綱要」(『仏教大学講座』八卷二八頁)  
「彼の鎌倉期の尋伺抄や同学抄の出現は實に材料を本書(本文抄)に得し結果かと想像されるのである。」

(4) 宇井伯寿氏『印度学研究』第六526—528頁

(5) 大正・66・68 下—70 中

(6) 大正・43・762 中  
大正・65・731 上「問今論意一障体限自性歟、將通眷屬歟、

(7) 又西明意釈「障体、今論自性体、仏地論通眷屬体云々溜洲大師可許之耶」

(8) 大正・68・35・下—36・上

(9) 大正・65・598・上

(10) 大正・30・302・中

(11) 大正・65・608・上「問、付外道執見且薩迦耶見中可有亦即亦離見耶」

(12) 大正・43・680 中「西明云、此三分二分以釈变言、自有三說、一云初三分安慧等八師釈、除親勝火弁世親同時唯立二分……」

(13) 大正・43・898・上